



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

課 名：本耶馬溪支所 総務・住民課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>現金の取扱いについては、独自に収納集計表を作成し収納額を確認する等、慎重なチェック体制が行われていた。</p> <p>今後も、より適切な現金管理体制の徹底を望む。</p>	<p>現金の取扱いについては、今後も収納集計表等により収納額を確認する等、慎重なチェック体制を継続し、より適切な現金管理体制の徹底に努めます。</p>	
<p>(2) 支出事務について</p> <p>委託業務において、業務仕様書に定められた確認書類である作業員従事者名簿等が未受領であり、履行確認が十分に行われていないものが見受けられた。</p> <p>業務仕様書等に準じた適正な履行管理を行うよう求める。</p>	<p>今回の指摘を受けて、未受領の確認書類の受領・確認を行いました。</p> <p>今後の履行確認方法については、業務仕様書等に定められた確認事項を列挙したチェックシートを作成し、確認漏れがないかチェックする等、適正な履行管理を行います。</p>	
<p>(3) その他（自治委員会事務局）</p> <p>① 入出金伝票を作成することなく入出金がされており、出納簿も作成されておらず、会計処理のチェック体制が不十分であるものが見受けられた。</p> <p>入出金伝票を作成し、決裁した上で入出金を行う等、適正な会計処理の徹底により会計処理のチェック体制の強化を求める。</p>	<p>今回の指摘を受けて、未作成である出納簿及び入出金伝票を作成・起票し、決裁を受けました。</p> <p>今後は、入出金伝票の決裁を受けた上で入出金処理を行うよう、決裁者の管理の下に通帳を保管することとし、適正な会計処理の徹底により会計処理のチェック体制の強化を図ります。</p>	
<p>② 自治委員会計について、補助金等を取扱う会計と、運営費等を取扱う会計との2つの帳簿（通帳）による管理を行っていた。</p> <p>公金管理の適正化の観点から、通帳は必要最低限とすべきであり、一括での通帳管理により確実かつ合理的に管理を行うよう事務改善を求める。</p>	<p>今回の指摘を受けて、運営費等を取扱う会計（通帳）を廃止し、補助金等を取扱う会計（通帳）で一括管理することとし、自治委員会でも承認が得られました。</p> <p>令和3年度から一括での通帳管理を行い、公金管理の適正化を図ります。</p>	
<p>③ 団体（自治会）に対する助成金等を、代表者個人（自治委員）に現金払いを行っていた。</p> <p>公金管理の基本方針に基づき、公金管理の適正化の観点から、団体に対する助成金等は団体名義口座への振込を行うよう事務改善を求める。</p>	<p>今回の指摘を受けて、助成金等の自治委員への現金払いを見直し、令和3年度にかかる助成金等の支払いから、原則として各地区自治会の口座へ振込むこととし、自治委員会でも承認が得られました。</p> <p>現在、各地区の代表口座（通帳）の届出を依頼しており、今後は適正な公金管理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

課 名：本耶馬溪支所 地域振興課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>公民館使用については、使用許可申請書を教育委員会へ提出しなければならないとされているが、申請書の提出がなく電話受付のみによるものが散見された。また、禅海ふれあい広場使用については、使用許可申請書を教育委員会へ使用する当日までに提出しなければならないとされているが、使用した後日の提出であるものが散見された。</p> <p>今後、各施設の使用にあたっては、条例及び規則に基づいた使用許可申請を徹底させることを求める。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>住宅賃貸借契約書について、賃料の支払時期を記載しなければならないとされているが、その記載がなかった。また、毎年度契約書を締結しているにもかかわらず、契約自動更新する旨の記載がされていた。</p> <p>今後は、規則等に基づいた適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>今回の指摘に対して、条例及び規則に基づいた使用許可申請を徹底するように、使用許可申請書の取扱者へ指導しました。</p> <p>今後は、地域振興課においても入念に申請書のチェックを行います。</p> <p>今回の指摘に対して、各支所において共通の契約書を使用しているため、本庁の地域振興・広聴課と協議しました。これにより、全支所とも令和3年度契約書から、賃料の支払時期を記載し、契約自動更新する旨を削除しました。</p> <p>今後は、規則等に基づいた適正な契約事務に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

課 名：本耶馬溪支所 農林建設課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>行政財産目的外使用料、道路占用使用料などの調定伝票において、歳入の種類及び金額の根拠資料の添付がない若しくは調定伝票の摘要欄の記載が不十分なものが多く見受けられた。調定金額に誤りはなかったものの、伝票決裁時には調定内容の根拠となる資料を添付するか又は添付資料を省略する場合には摘要欄に内容、単価、件数、計算方法などすべてを記載するなど事務処理の改善に努められたい。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に基づく随意契約を行う場合にあっては、所定の手続き要領に従って契約締結前及び契約締結後に契約の内容、相手方、金額等について公表しなければならないが、保管されている公表様式中の記載項目の一部に記載漏れがあった。手続要領に基づき適正に処理されたい。</p> <p>② 随意契約（契約金額10万円以上30万円未満）の多くにおいて中津市随意契約ガイドラインに基づく随意契約チェックシートが作成されていなかった。随意契約チェックシートによる確認を行った証拠として随意契約チェックシートを作成するとともに随意契約ガイドラインに従って起工伺（委託伺）又は見積執行伺に添付し、適正な契約事務の遂行に努められたい。</p>	<p>調定の決裁時においては、伝票の摘要欄に単価、件数など内訳をすべて記入できるものについては摘要欄の記入をもって根拠資料の添付を省略するとともに、摘要欄に記入しきれないものについては、統一した様式を作成し電子決裁に添付し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今回の指摘に対して、中津市契約規則第35条の2及び随意契約ガイドラインに基づき契約締結前及び契約締結後にそれぞれ公表を行っていましたが、保管されている公表様式中の記載項目の一部に記載漏れがありました。今後は今回指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、常に「中津市随意契約ガイドライン」等を再確認することを徹底し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今回の指摘に対して、契約関係書類を精査し、不足していた「随意契約チェックシート」を添付しました。今後は今回指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、常に「中津市随意契約ガイドライン」等を再確認することを徹底し、適正な事務処理を行います。</p>	